

神奈川県高等学校体育連盟規約

第1章 名称および事務局

第1条 本連盟は、神奈川県高等学校体育連盟（略称：県高体連）と称する。

第2条 本連盟の事務局は横浜市神奈川区三ツ沢西町3-1「県立スポーツ会館」内に置く。

第2章 目的

第3条 本連盟は高等学校（中等教育学校後期課程を含む、以下同じ）における体育の健全なる発展を図ることを目的とする。

第3章 事業

第4条 本連盟は3条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- 1 高校生（中等教育学校後期課程生を含む、以下同じ）の体育活動推進に関する方針の審議
- 2 高校生の各種体育大会の開催
- 3 高校生の運動部（クラブ）活動に関する指導研究、講習会等の開催
- 4 体育関係諸団体との連携
- 5 その他、本連盟の目的達成に必要な事項

第4章 組織

第5条 本連盟は神奈川県所在の高等学校（以下「加盟校」という）をもって組織する。

- 1 支部として次の6地区に区分し、それぞれ地区高等学校体育連盟（以下「地区高体連」という）を置く。この規定は別に定める。

川崎地区、横浜地区、横三地区、湘南地区、西相地区、北相地区

- 2 (公財)全国高等学校体育連盟に加盟するとともに、(公財)神奈川県スポーツ協会に加盟する。

第6条 本連盟に次の競技専門部を置き、その規定は別に定める。

- | | | | |
|--------------|-------------|-----------------|------------------|
| (1) 陸上競技 | (11) 相撲 | (21) レスリング | (31) アメリカンフットボール |
| (2) 水泳 | (12) 卓球 | (22) ホッケー | (32) ライフル射撃 |
| (3) バレーボール | (13) ソフトボール | (23) ヨット | (33) ダンス |
| (4) バスケットボール | (14) 剣道 | (24) フェンシング | (34) 少林寺拳法 |
| (5) ソフトテニス | (15) 柔道 | (25) ウエイトリフティング | (35) カヌー |
| (6) 体操 | (16) 登山 | (26) スケート | (36) なぎなた |
| (7) バドミントン | (17) 弓道 | (27) スキー | (37) ボウリング |
| (8) ラグビー | (18) テニス | (28) アーチェリー | (38) チアリーディング |
| (9) サッカー | (19) ローイング | (29) 自転車 | |
| (10) ハンドボール | (20) ボクシング | (30) 空手道 | |

第7条 本連盟に次の各種委員会を置き、その規定は別に定める。

- | | | |
|-------------|-------------|---------------|
| (1) 強化普及委員会 | (3) 調査研究委員会 | (5) その他必要な委員会 |
| (2) 広報委員会 | (4) 安全対策委員会 | |

第5章 役員

第8条 本連盟に次の役員を置く。

- | | | | | | |
|-----|---------------|------|----|-----|--------|
| 会長 | 1名 | 理事長 | 1名 | 評議員 | 各加盟校1名 |
| 副会長 | 2名 | 副理事長 | 2名 | 顧問 | 若干名 |
| 理事 | 若干名（内常務理事若干名） | | | 参与 | 若干名 |
| 監事 | 5名 | | | | |

第9条 会長及び副会長は評議員会において推挙する。

会長は本連盟を代表して会務を統轄する。

副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

第10条 理事長、副理事長は理事会の決議により会長が委嘱する。

理事長は会務を執行する。会長、副会長に事故あるときは、その職務を代行する。

副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。

第11条 理事は横浜地区8名、他地区各3名、各種委員会各1名、競技専門部各1名、会長指名若干名を選出し、会長が委嘱する。

理事は評議員会の決議に基づき会務を処理する。

第12条 常務理事は理事会の議を経て会長が委嘱し会務を処理する。

常務理事は理事の中から次のように選出する。

横浜地区2名、他地区1名、各種委員会1名、競技専門部7名、県保健体育課1名。

第13条 評議員は各加盟校1名とし、本連盟の重要事項を審議し決定する。

第14条 監事は評議員会において選出し、会長が委嘱する。監事は会計を監査する。

第15条 顧問及び参与は評議員会において推薦し、会長が委嘱する。推薦基準は別に定める。顧問及び参与は重要事項に関し会長の諮問に応じる。

第16条 役員任期は2ヶ年とする。ただし、再任は妨げない。補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

第6章 会 議

- 第17条 評議員会は毎年度3月会長が招集する。会長は必要に応じて臨時に評議員会を招集することができる。決議の承認及び予算、事業、規約等重要事項を審議し決定する。
- 第18条 理事会は必要に応じ理事長が招集し、随時開催する。会務の重要事項を審議し処理する。理事会の議長は会長とする。
- 第19条 常務理事会は必要に応じ理事長が招集し、理事会より委託された事項及び運営に関して緊急な業務を処理する。常務理事会の議長は会長とする。
- 第20条 専門委員会、地区高体連理事長会は、必要に応じ会長が招集する。
- 第21条 専門部長会、地区高体連会長会、加盟団体長会は、会務の運営上必要に応じ会長が招集する。
- 第22条 各会議は構成員の2分の1以上の出席をもって成立し、出席者の過半数の同意により決する。可否同数のときは議長が決する。

第7章 会 計

- 第23条 本連盟の経費は加盟金・学校負担金・寄附金・補助金・その他の収入をこれに充てる。加盟金・学校負担金の額は評議員会の議を経て定めるものとする。
- 第24条 本連盟の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 事 務 局

- 第25条 本連盟に事務局を置く。
理事長1名、副理事長2名、事務局員（若干名）、事務局職員（若干名）とする。事務局の規定は別に定める。

第9章 競技会参加

- 第26条 教育活動としての競技会への参加は、本連盟の定める「対外試合規定」の範囲内とする。

第10章 附 則

- 第27条 本規約は評議員会の議決によらなければ変更することはできない。

この規約は	昭和24年6月	制定	平成5年4月1日改正
	昭和29年5月7日	改正	平成7年4月1日改正
	昭和39年4月1日	改正	平成9年4月1日改正
	昭和46年4月15日	改正	平成10年4月1日改正
	昭和51年4月17日	改正	平成13年4月1日改正
	昭和52年4月16日	改正	平成24年4月1日改正
	昭和54年4月14日	改正	平成26年4月1日改正
	昭和55年4月15日	改正	平成31年4月1日改正
	昭和57年4月12日	改正	令和5年4月1日改正
	昭和58年4月1日	改正	令和6年4月1日改正
	平成4年4月1日	改正	

加盟金・負担金

神奈川県高等学校体育連盟規約第23条の加盟金並びに学校負担金は平成24年度より次のとおりとする。

1 加盟金

課 程	金額(生徒1名年額・円)
全日制	180
定時制	100
通信制	0

2 学校負担金

全日制

在籍生徒数	金額(円)
1200名以上	210,000
1000名以上	180,000
800名以上	130,000
600名以上	100,000
400名以上	70,000
399名以下	50,000

定時制

在籍生徒数	金額(円)
500名以上	40,000
300名以上	30,000
200名以上	20,000
199名以下	0

通信制	40,000
特別支援	5,000